これは、納められていない保育料などについての大切なお知らせです。
必ず、内容を確かめてください。
日本語がわからない方は、日本語がわかる人と一緒に連絡をしてください。

This is an important notice about unpaid fees for nursery school. Do not ignore it. If you do not understand Japanese, please contact us with someone who does.

这是有关没有缴纳保育费等的重要通知。
务必确认其内容。
不懂日语的人请和懂日语的人一起联系我们。

이것은 납입되지 않은 보육료 등에 대한 중요한 안내입니다.
반드시 내용을 확인해 주십시오.
일본어를 모르는 분은 일본어를 아는 사람과 함께 연락해 주십시오.

Este é um aviso importante sobre as taxas não pagas para a creche. Não o ignore. Se você não entende japonês, entre em contato conosco com alguém que entenda.

Este es un aviso importante acerca de tasas pendientes de la guarderia. No ignores este mensaje. Si usted no entiende Japonés, por favor póngase en contacto con nosostros con alguién que entienda.

Ito po ay mahalagang paalala sa mga hindi nakakabayad sa nursery school. Huwag po nating isawalang bahala. Kung hindi po kayo nakakaunawa ng salitang Hapon, kontakin po kami na kung sino ang nakapagsasalita ng salitang Hapon.

Đây là thông báo quan trọng về phí giữ trẻ chưa thanh toán, v.v.
Hãy kiểm tra nội dung thật cẩn thận kỹ càng.
Nếu bạn không biết tiếng Nhật, hãy cùng với người biết tiếng Nhật và liên lạc tới chúng tôi.

● 保育料の延滞金について

延滞金は、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、一の月の納付額（この納付額が2,000円未満の場合にはその全額を、納付額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数金額は切り捨てます。）に年14.6%（注1）（納付期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については年7.3%（注2））の割合を乗じて算出します。（注3）

（注１）延滞金特例基準割合（※）が年7.3%の割合に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（延滞金特例基準割合が年7.3%以上の場合は年14.6%）となります。

（注２）延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（この加算した割合が年7.3%以上の場合は年7.3%の割合）となります。

（注３）算出した延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。また、算出した延滞金の額が、1,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

※ 延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

● 保育園等副食費の遅延損害金について

納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、一の期（月）の納付額（この納付額が2,000円未満の場合にはその全額を、納付額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数金額は切り捨てます。）に民法（明治29年法律第89号）に定める利率を乗じて算出します。

ただし、算出した遅延損害金が1,000円未満の場合にはその全額を、算出した遅延損害金が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

● お知らせセンターから納付の呼びかけを行っています。

広島市では、市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料について、お知らせセンターから、納付期限を過ぎても納付の確認ができない方への納付の呼び掛けや、口座振替の加入等を電話で御案内しています。

お知らせセンターの運営は民間の事業者に委託し、平日の日中、夜間のほか、土曜日、日曜日及び祝日にも業務を行います。

【御注意ください！】

- お知らせセンターから還付金の案内や納付のためにＡＴＭ（現金自動預払機）の操作を求めることはありません。
- 金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。

インターネットで簡単に口座振替の新規登録、変更の手続ができます（WEB口座振替受付サービス）。
インターネットでの手続は広島市のホームページから
https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/82/5320.html
当該サービスを御利用できない場合は、各区役所福祉課又は保育所等に備え付けの口座振替依頼書により行ってください。

納付場所（下記の納付場所は、令和5年4月1日現在のものです。金融機関等の名称に変更があった場合は、読み替えてください。）

◎金融機関

1　全　店　舗

（銀　　行）広島、伊予、愛媛、西京、山陰合同、四国、中国、鳥取、西日本シティ、百十四、みずほ、三井住友、三菱ＵＦＪ、もみじ、山口、りそな
（信託銀行）みずほ
（信用金庫）呉、広島
（信用組合）広島県、広島市、広島商銀
（農業協同組合）ひろしま、広島市
（そ の 他）中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会

2　中国５県内の店舗

（銀　　行）ゆうちょ（郵便局含む。）

3　広島県内の店舗

（銀　　行）福岡
（信用組合）朝銀西

◎広島市役所

(1)保育料
区役所福祉課、収納対策部、区役所出張所、市税事務所、税務室

(2)保育園等副食費
区役所福祉課、区役所出張所

◎コンビニエンスストア等（全国各店舗）

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ＭＭＫ（マルチメディアキオスク）端末設置店（ただし、無人端末機を除く）、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

◎スマートフォン決済アプリ

PayPay、LINE Pay、PayB

※　コンビニエンスストア等の店舗では、原則として上記「スマートフォン決済アプリ」を利用した納付はできません。
※　（株）電算システムとコンビニエンスストア等とは代行業務を行うための「料金収納業務契約」を結んでいます。
※　領収書及びレシートは払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。
※　以下の納付書については、コンビニエンスストア等では納付できません。
・バーコード印字がない　・バーコードが読み取れない
・金額が３０万円を超えている　・金額を訂正している
・取扱有効期限を過ぎている

※　納付される日によっては、表面記載の金額に延滞金等を加算して納付しなければならない場合がありますが、コンビニエンスストア等では、この加算すべき延滞金等を納付することができません。
納付できなかった延滞金等については、改めて納付していただくことになります。

開け方

草77 SYUKODO　IR16U SYUKODO

製作	検版	出稿①	出稿②

09　51127T68　1B
広島市役所
督促状（保育）令和４年度用／Ｄ帳票　下期
2023.03.02　040